

岩手県告示第702号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定に基づき、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成27年9月1日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 解除に係る保安林の所在場所 釜石市片岸町第10地割107の4、107の12（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 魚つき
- 3 解除の理由 海岸保全施設用地とするため

備考 「次の図」は、省略し、その図面を岩手県農林水産部森林保全課及び釜石市役所に備えておいて縦覧に供する。